

令和7年度 第1回地域ケア 推進会議

令和7年7月15日（火）

14時～15時30分

市川市役所第1庁舎 5階
第4委員会室

令和 6 年度地域ケア推進会議での意見に対する方針（振り返り）

行政の役割

- 認知症の人や認知症に関する周知啓発
- 顔の見える関係作りや情報共有できるの体制づくり
- 認知症サポーター養成講座修了後つなぎ先の検討
- 行方不明の高齢者に関するメール配信登録等の周知啓発
- 住民主体の通いの場の立ち上げ支援、継続支援
- 相談場所や家族会、認知症カフェ等の周知啓発

地域住民の役割

- 地域住民で共有しながらカバーし合う
- 地域に住む認知症ご本人のことを知る
- 地域の皆が関心を持って声かけする
- 「周囲で心配な人、特にごみ捨て等に困っている人はいませんか」といった具体的な声かけをして把握につなげる

団体の役割

- 認知症や見守りについて各団体でもテーマとして事業計画等に盛り込み取り上げていく
- 顔の見える関係でバックアップシステムを構築していく

行政における具体的な取り組み（振り返り）

項目	これまでの主な取り組み	取り組みの充実
認知症の人や認知症に関する周知啓発	○市公式webサイト、SNSによる周知啓発 ○認知症ガイドブックの配架先の充実	○講座等の開催日時・方法の工夫 ○認知症ガイドブック内容の見直し、配架先の拡大 ○啓発動画の作成
顔の見える関係や情報共有の体制づくり	○地域ケア会議の開催 ○地域ケア推進会議の開催	○地域ケア会議及び地域ケア推進会議の開催方法の検討
認知症サポーター養成講座のつなぎ先の充実	○認知症サポーターステップアップ講座の開催	○認知症サポーターステップアップ講座の拡大 ○認知症サポーターステップアップ講座受講者とSCとの連携体制の構築
行方不明高齢者に関するメール配信登録等の周知啓発	○市公式webサイトによる周知啓発 ○高齢者サポートセンターによる案内	○全世代に向けた周知方法の検討
住民主体の通いの場の立ち上げ・継続支援	○「市川みんなで体操」体験会の開催 ○地域住民を中心とした話し合いの実施 ○講師派遣	○SCを中心とした地域住民のニーズ把握及び継続支援の充実
相談場所や家族会、認知症カフェ等の周知啓発	○市公式webサイト、SNSによる周知啓発	○認知症地域支援推進員（SC）を中心とした本人の意思及び家族の意向に合わせた支援

各団体における具体的な取り組みの提案（振り返り）

項目	取り組みの充実
認知症の人や認知症に関する周知啓発	○事業計画等への盛り込みの検討 ○認知症ガイドブック配架へのご協力 ○啓発動画の作成及び放映についてご協力
顔の見える関係や情報共有の体制づくり	○地域ケア会議への出席
認知症サポーター養成講座のつなぎ先の充実	○各団体での認知症サポーター養成講座の実施 ○サポーターの活動場所に関する情報提供やご提案
行方不明高齢者に関するメール配信登録等の周知啓発	○みまもりタグアプリのインストールへのご協力 ○市川市メール情報配信サービスの登録のご協力
住民主体の通いの場の立ち上げ・継続支援	○「いちかわ支え合いネット」への団体登録 ○「きょういくところ」配架へのご協力
相談場所や家族会、認知症カフェ等の周知啓発	○認知症カフェ等の開催へのご協力

上記の取り組みについて、各団体でもご検討をお願い致します。

生活支援コーディネーターについて

支え合いによる地域包括ケアシステムの構築について

- 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、「介護」「医療」「福祉」といった専門的サービスの前提として、「住まい」と「**介護予防・生活支援**」といった分野が**重要**である。
- 自助・共助・**互助**・公助をつなぎあわせる(体系化・組織化する)役割が必要。
- とりわけ、都市部では、意識的に「互助」の強化を行わなければ、強い「互助」を期待できない。



自助：・介護保険・医療保険の自己負担部分
・市場サービスの購入
・自身や家族による対応

互助：・費用負担が制度的に保障されていない、ボランティアなどの支援、地域住民の取組み

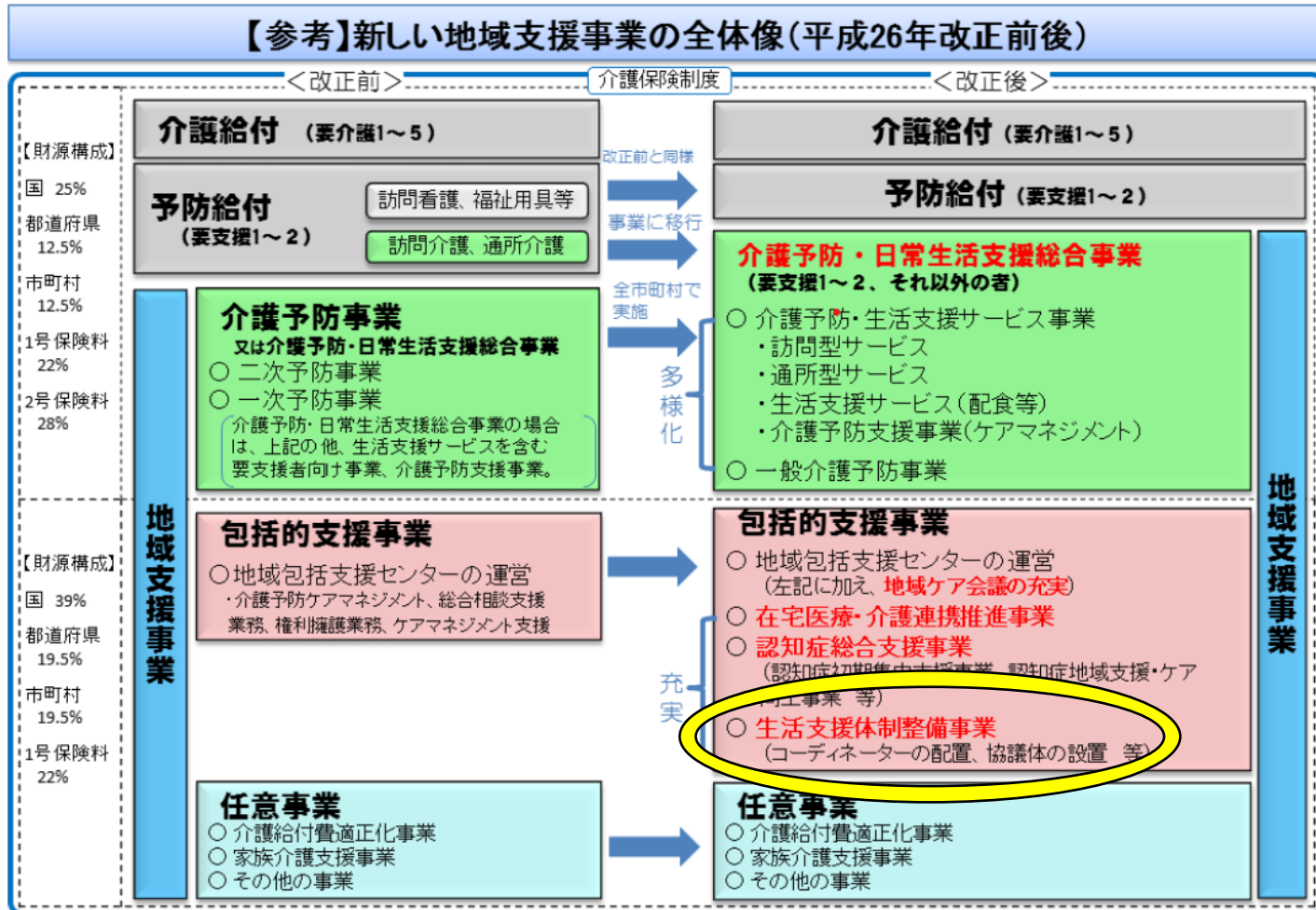
共助：・介護保険・医療保険制度による給付

公助：・介護保険・医療保険の公費（税金）部分
・自治体等が提供するサービス

地域包括ケア研究会「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」(平成28年3月)より

- 地域包括ケアシステムの「生活支援・介護予防」に位置付け
- 自助・共助・互助・公助においては「互助」の部分
- お互いに助け合う仕組みづくり、地域住民の取組を推進することが主な役割

地域支援事業における位置づけ



- 介護保険法の改正により「生活支援体制整備事業」が追加
- 生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置が定められた

生活支援体制整備事業における役割

生活支援体制整備事業

生活支援体制整備事業は、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置により、「市町村が中心となって、」多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していくもの（地域支援事業実施要綱より）

○ 介護保険法（平成9年法律第123号）
（地域支援事業）

第百十五条の四十五（略）

2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

五 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業

（１）生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。

資源開発

- 地域に不足するサービスの創出（既存の活動と地域をつなげることを含む）
- サービスの担い手（ボランティアを含む）の養成
- 元気な高齢者をはじめとする多世代の住民が担い手として活動する場の確保 など

ネットワーク構築

- 多様な主体を含む関係者間の情報共有
- サービス提供主体間の連携の体制づくり など

ニーズと取組のマッチング

- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング など

（２）協議体の設置

地域の多様な主体間の連携・協働を推進し生活支援コーディネーターの活動を支援・補完。

住民主体の
活動団体

地域運営組織

NPO法人

社協・
社会福祉法人

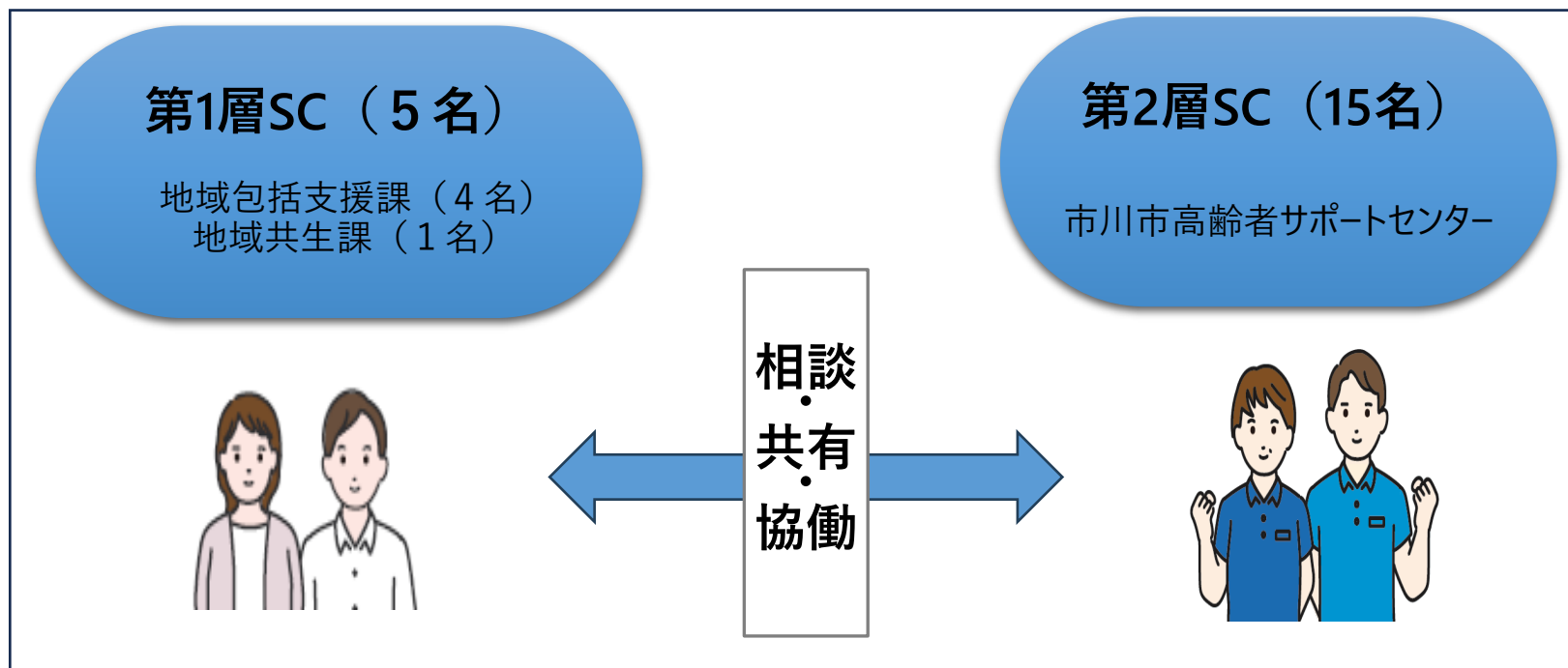
協同組合

民間企業

保険外サービス
等の実施者

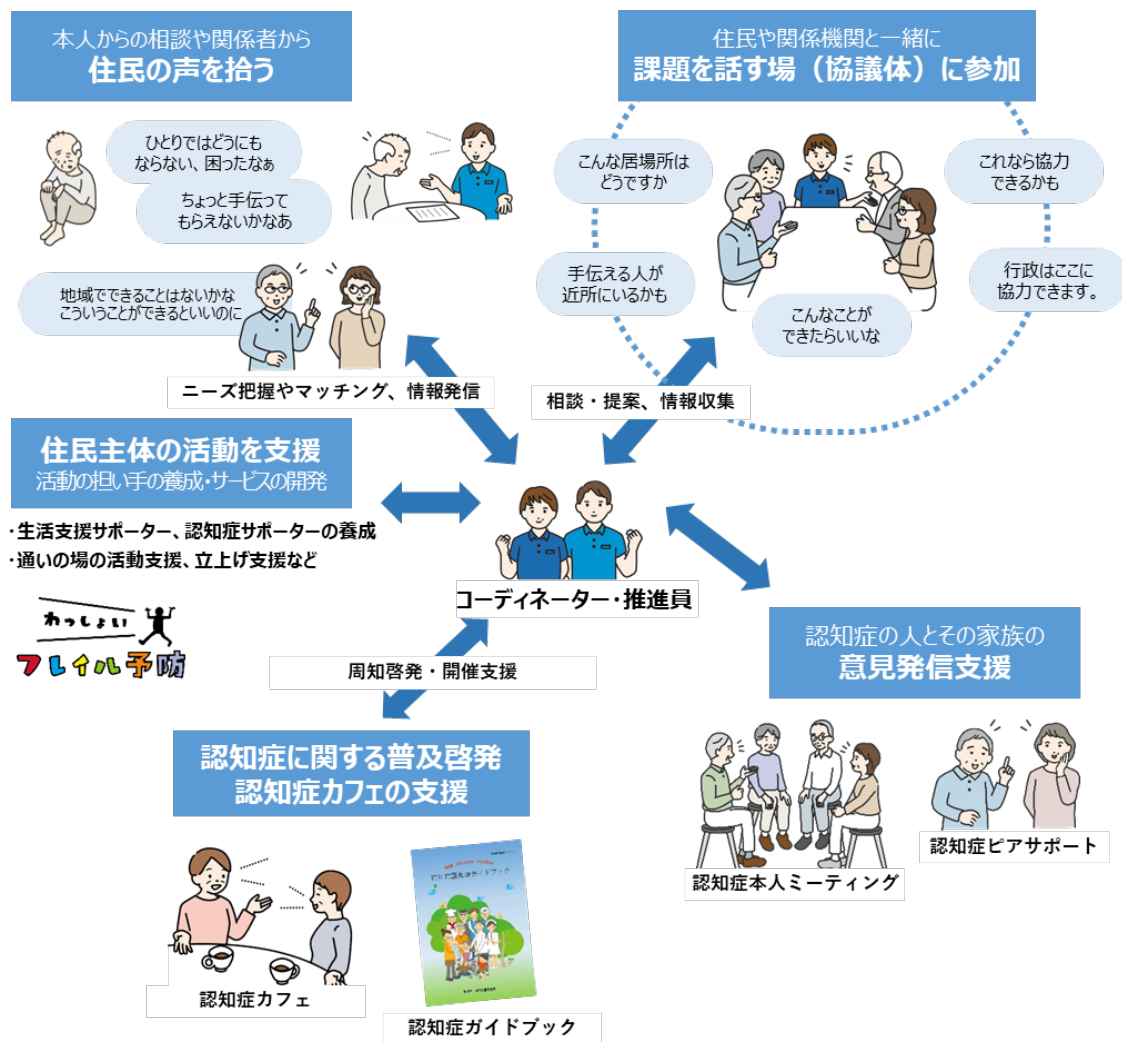
等

第1層SCと第2層SCについて



- 市内全域（第1層）と日常生活圏域（第2層）ごとに配置
- 第1層SCと第2層SCは連携を図りながら業務を実施
- 第2層SCは市内高齢者サポートセンターに認知症地域支援推進員と兼務で配置

市川市での 活動概要



実際の活動報告①



独居の認知症高齢女性。ご本人からは「地域で仕事やお手伝いをしたい」と希望聞かれていた。
ご本人が以前、近所の花壇の手伝いをしていた経験があることを聞いた。

資源（人）の
発掘



近所の小学校で花壇の整理を行っているサポーターと、ご本人とマッチング、サポーターとして活動することとなる。

SCのアイデアで
マッチング



ご本人が地域で役割を持ち、活躍の場が生まれる。
また、地域住民同士の交流の機会となる。

自分の住む地域で
生きがいを持ち
地域と繋がる

実際の活動報告②



独居の高齢女性、屋外の歩行は歩行器を使用。
自宅からごみ集積場が遠く線路を越えたところにある。
一度ゴミ捨て中に歩行器が線路に挟まりかけたことがあり危険。

ニーズの把握

自治会・民生委員・地域住民が参加する会議にて地域の困りごととして諮り、地域で協力してもらえることを検討。

SCのアイデアで
マッチング

会議に参加した民生委員の働きかけにより、自宅近くに
近隣2世帯と共同の集積所を設置する運びとなる。

個人の課題ではなく
地域の課題として捉え、
地域の中で解決！

実際の活動報告③



独居の高齢男性、近所に体操ができる通いの場がなく、自宅から離れた通いの場に休憩を取りながら徒歩で通っていたが移動中に転倒。

ニーズの把握

地域の民生委員に相談、近所で体操ができるサロンを立ち上げる方向で協力してくれる人材を募集。

SCのアイデアで
マッチング

近所の自治会館にて、新規サロンを立ち上げ。
体操ができる場所としてだけでなく、地域住民の
社会参加の場ともなっている。

個人の課題ではなく
地域の課題として捉え、
地域の中で解決！

これまでSCが把握した地域の課題

- 高齢者のデジタルツールの利用促進
- 買い物に不便や苦勞を感じる方への支援
- 高齢者の社会参加の場の確保
- 地域活動希望者（担い手）の活動の場の確保
- 様々な形態の通いの場の確保
- 高齢者の移動手段の確保
- 認知症の家族の集いの場の確保
- 外出の際、座って休める場所の確保

グループワークのテーマ

- ① 高齢者のデジタルツールの利用促進
- ② 買い物に不便や苦勞を感じる方への支援

グループワークの進め方

- ① 自己紹介（5分）
- ② 検討事項の確認（2分）
- ③ 意見交換（28分）
- ④ 発表（15分）



《検討事項》

①または②のテーマを選び意見交換を行います。時間がある場合には両方行ってください。

① 高齢者のデジタルツールの利用促進

- ・ デジタルツールはどんな場面で使われているのか
- ・ デジタルツールを利用しないとどんな不便や苦労があるのか

② 買い物に不便や苦労を感じる方への支援

- ・ 不便や苦労を感じるのはどんな時か
- ・ 不便や苦労を感じる原因は何か

① ② 共通

- ・ 解決するために、地域でどんなもの（こと）があるとよいか？
- ・ 地域でどんなことができるか？
- ・ 地域でどんな取り組みが必要か？

それぞれのお立場でのアイデア出しをお願いします。

発表のルール

- 1 グループ3分以内で発表
- グループで出た意見の中から
1～2個 選んで発表
- 次の発表者は出ていない意見を発表